

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 8 月 15 日、民法（明治 29 年法律第 89 号）695 条の規定による和解を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

平成 30 年 8 月 30 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町国民健康保険病院職員採用に係る損害賠償請求に関し、下記のとおり民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により和解するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1. 相手方
埼玉県上尾市在住男性
埼玉県上尾市在住女性
2. 損害賠償請求の概要
平成 23 年 4 月 28 日に木古内町国民健康保険病院の採用内定を取消した相手方から、平成 30 年 2 月 1 日付で、本内定取消しにより被った損害の賠償を請求されたもの。
3. 和解の内容
 - ・町は、相手方に対する平成 23 年 4 月 28 日付け内定取消通知を取り消し、合意により平成 23 年度採用職員としての契約を取りやめたことを確認する。
 - ・町は、相手方に対し和解金として 25 万円を支払うものとする。
 - ・相手方は、町に対し名目の如何を問わず今後、何らの請求をしない。

平成 30 年 8 月 15 日専決
木古内町長 大森 伊佐緒